

(外交防衛委員会)

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結に

ついて承認を求めるの件(第七十七回国会閣条第二号)(衆議院送付) 要旨

この協定は、原子力の平和的利用に関する日本とロシアとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、二〇〇九年(平成二十一年)五月十二日に東京で署名された。この協定は、前文、本文十八箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A、B及びCから成り、主な内容は次のとおりである。

一、この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも、いかなる核爆発装置の研究又は開発のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用されない。

二、この協定の適用を受ける核物質は、日本国内においては、日本と国際原子力機関との間の保障措置協定の適用を受ける。ロシア国内においては、原則として、ロシアと国際原子力機関との間の保障措置協定に規定する保障措置の適用上国際原子力機関が選択している施設に置くものとし、又は、保障措置に関する補助的措置であって両締約国政府が書面により合意するものが適用されることを条件として、当該保障措

置の適用上適格性を有するが国際原子力機関が選択していない施設に置くことができる。

三、両国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が遵守されることを確保する。

四、この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの採用した基準（少なくともこの協定の附属書Cに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置を維持する。

五、この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国の管轄の外（供給締約国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。

六、この協定の適用を受ける核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意を得ることなく、受領締約国の管轄内において、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント以上となるまで濃縮されず、又は再処理されない。

七、この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を外交上の経路を通じて相互に通告した日の後三十日目の日に効力を生ずる。